

毎週火、金曜日発行(但休日、当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

◇告示  
土地改良区の設立認可申請にかかる決定及び  
縦覧

土地改良区の定款変更認可  
馬の流行性脳炎予防注射の実施  
建設業者の登録まつ消  
保険医療機関の指定  
保険医の登録  
森林区実施計画実行調査委託要綱の一部改正

## 告示

鳥取県告示第三百十三号

鳥取市松原松本義雄ほか十四人の者から、土地改良法  
(昭和二十四年法律第九十五号)第七条第一項の規定  
により、鳥取市松原土地改良区設立の認可申請があつた

ので、当該土地改良事業計画(かんがい排水)及び定款  
について審査の結果、右申請を適当と決定した。  
よつて、次のように縦覧に供する。

昭和三十三年七月八日

鳥取県知事 遠藤 茂

- 一 縦覧に供すべき書類の名称
  - ハ 土地改良事業計画書の写
  - ロ 定款の写
- 二 縦覧の期間  
昭和三十三年七月九日から同年同月二十八日まで
- 三 縦覧の場所  
鳥取市役所
- 四 異議の申立  
利害関係人において、公告にかかる決定に対して異議  
があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつ  
て知事に申し立てること。

- 鳥取県知事 遠 藤 茂
- 一 実施の目的 馬の流行性脳炎予防のため
  - 二 実施の区域 別表のとおり
  - 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
馬。ただし、生後三箇月以内分娩前後一箇月以内のものを除く。
  - 四 実施の期日 別表のとおり
  - 五 検査及び注射駆除の方法  
流行性脳炎予防液皮下注射

別表

実施期日	実施区域	実施場所
七月七日	西伯郡淀江町淀江、大和	淀江家畜市場
"	宇田川	宇田川家畜検査場
"	"	場
" 八日	大山町高麗	高麗農協
"	大山	大山
" 九日	中山町逢坂	逢坂家畜検査場
"	大山町大山	香取

" 十日	名和町名和、光徳	陣構
"	大山町大山	赤松
" 十一日	名和町、光徳、名和	名和
"	御来屋	
"	庄内	庄内
" 十二日	大山町所子	所子家畜保健衛生所

鳥取県告示第三百十七号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第四条第三項の規定による更新登録の申請がなかつたので同法第十五条第一項の規定により建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和三十三年七月八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第三百十四号

鳥取市榎谷小林幸一ほか十四人の者から、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第七条第一項の規定により、鳥取市榎谷土地改良区設立の認可申請があつたので、当該土地改良事業計画(かんがい排水)及び定款につき審査の結果、右申請を適當と決定した。よつて、次のように縦覧に供する。

昭和三十三年七月八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 縦覧に供すべき書類の名称
  - (一) 土地改良事業計画書の写
  - (二) 定款の写
- 二 縦覧の期間  
昭和三十三年七月九日から同年七月二十八日まで
- 三 縦覧の場所  
鳥取市役所
- 四 異議の申立  
利害関係人において、公示にかかる決定に対して異議

があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第三百十五号

大誠土地改良区から申請のあつた土地改良区の定款の変更について、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、定款第八条の第三第二項中「組合員」を「関係人」に改めることを条件に、昭和三十三年七月四日認可した。

昭和三十三年七月八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第三百十六号

次のように流行性脳炎予防注射を実施するから家畜傳染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定により、馬の所有者に対して注射をうけることを命ずる。

昭和三十三年七月八日

登録番号	登録年月日	名称	主たる営業所の所在地	申請者氏名	まつ消年月日
鳥取県知事登録(カ)第三二一号	昭三三、二五	有限会社 永見組	境港市佐斐神一、四七七	永見 至誠	昭三三、二五
〃	〃	〃	鳥取市中町二二	横山 寿	〃三、二
〃	〃	〃	気高郡鹿野町今市	永原勇美夫	〃四、一九
〃	〃	〃	米子市車尾八八	山下 巖	〃四、一九
〃	〃	〃	〃 角盤町一丁目	福原 博徳	〃四、三〇
〃	〃	〃	〃 中町三二	鍋倉 岩雄	〃四、一八
〃	〃	〃	東伯郡羽合町字宇野	尾崎 文藏	〃四、二四
〃	〃	〃	鳥取市下味野	田中 幸市	〃四、一一

鳥取県告示第三百十八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三 第一項の規定により次のように保険医療機関を指定した。

昭和三十三年七月八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

名称	所在地	指定年月日
渡部 医院	米子市大篠津町一、五五二	昭和三十三年五月九日
斉藤小児科医院	気高郡気高町大字勝見字大沢	〃六月十三日
岸田齒科医院	境港市日ノ出町二〇	〃五月六日

鳥取県告示第三百十九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により次のように保険医の登録をした。

昭和三十三年七月八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

氏名	住所	医 所	登録の記号番号	登録年月日
渡部 惣之助	米子市大篠津一、五五二	鳥医六四一	昭和三十二年五月十四日	
森本 義男	鳥取市吉方二六五	〃六四二	〃	五月一日
吉野 行夫	米子市西町三六ノ一	〃六四三	〃	五月三十日
仕合 澄子	東伯郡三朝町大字山田六九〇	〃六四四	〃	六月十二日
滝川 一尙	米子市西町三六ノ一	〃六四五	〃	六月十日
上田 務	鳥取市東町一七七	鳥齒一九三	〃	六月七日

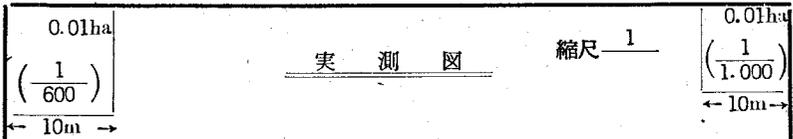
鳥取県告示第三百二十号

昭和三十年九月鳥取県告示第四百五十三号(森林区実施計画実行調査委託要綱について)の一部を次のように改正し、昭和三十三年四月一日から適用する。

昭和三十三年七月八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

第三号様式を次のように改める。



実測材積	直径級		計	備	考			
	区分							
	本数							
	樹高							
材積								

立木伐採許可申請届出 森林調査表

No. \_\_\_\_\_ 例外伐採等 森林区 \_\_\_\_\_

区分	市郡	町村	大字	小字	地番	氏名		
森林所在地								
申請者住所氏名								
森林所有者住所氏名								
種類	林小班					普通林、制限林、針葉樹、広葉樹		
区分	樹種	林令	令級	主伐 間伐	伐採種 皆伐 皆外	面積 ha	材積 m <sup>3</sup>	備考
申請届出内容				主伐 間伐	皆伐 皆外			
森林簿								
実査				主伐 間伐	皆伐 皆外			

上記のとおり実査しました。

昭和 年 月 日

森林組合技術員 印

調査に対する意見

伐採に対する意見

上記のとおりであるから進達します。

昭和 年 月 日

山林事務所長殿

林業改良指導員 印